

## 日本ニューロモデュレーション学会会則

### 第 1 章 名称・事務局

第 1 条 本会は、日本ニューロモデュレーション学会と称する。

第 2 条 本会の事務局を〒173-8610 東京都板橋区大谷口上町 30-1 日本大学医学部脳神経外科学講座内に置く。

### 第 2 章 目的および事業

第 3 条 本会は、International Neuromodulation Society (INS) の Japan Chapter として設立され、ニューロモデュレーションに関する医学の進歩を促進し、広く知識の交流を行うことを目的とする。

第 4 条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 学術集会の開催
- 2) INS と継続した連携を図るとともに、本会の成果を、INS の機関誌 Neuromodulation に掲載する。INS の Japan Chapter は事務局が代表する。
- 3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

### 第 3 章 会員

第 5 条 本会の会員は次の 2 種に分つ。

1) 正会員

正会員は、本会の目的に賛同し、その達成に協力する医師および研究者等をもって構成する。

2) 名誉会員

名誉会員は、本会のために特に功労のあった者とする。

第 6 条 本会に入会を希望するものは、所定の用紙に必要事項を記入し、評議員の紹介をもって事務局に申し込むものとする。

第 7 条 正会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。既納の会費はこれを返却しない。名誉会員は会費を免除する。

第 8 条 退会を希望するものは、その旨を事務局へ届け出る。2 年以上会費に未納がある場合には除名することができる。

### 第 4 章 役員とその任務

第 9 条 本会に次の役員をおく。

|    |     |
|----|-----|
| 会長 | 1 名 |
| 理事 | 若干名 |

評議員 若干名  
事務局担当 1名

- 第 10 条 会長は、理事会で推薦され、評議員会で承認を得るものとする。会長の任期は、学術集会終了時より次期学術集会までとする。
- 第 11 条 会長は、学術集会を含め本会の会務を総括する。
- 第 12 条 新理事の選出については、評議員の中から推薦された候補者につき、理事会の審議を経て評議員会に諮りこれを委嘱する。
- 第 13 条 理事は、理事会を組織し、必要な会務を審議する。
- 第 14 条 理事会は、次々期会長候補を選出し、評議員会に推薦する。
- 第 15 条 新評議員の選出については既に委嘱されている評議員により、正会員でかつ INS の会員となっているものの中から推薦された候補者につき、評議員会で承認を得るものとする。

## 第 5 章 会議

- 第 16 条 会長は、年 1 回学術集会を主催し、議事総会および理事会等の必要会議を開催すると共に議長を務める。
- 第 17 条 評議員会では、役員、会計報告、事業報告等の承認を得る。
- 第 18 条 評議員会は次の事項を審議する。
- 1) 理事会で推薦された会長の承認
  - 2) 新理事の承認
  - 3) 必要に応じた各種委員会の組織
  - 4) 名誉会員の推薦
  - 5) その他事業に必要な事項の審議・決定
- 第 19 条 評議員会は 1/2 以上の出席によって成立し（委任状を含む）、出席者の過半数の賛否をもって議決する。
- 第 20 条 学術集会における発表は原則として会員に限る。

## 第 6 章 会計

- 第 21 条 本会の会計年度は、毎年学術集会の開催日より翌年の学術集会開催前日までとする。
- 第 22 条 本会の経費は正会員の会費（年額 2000 円）、寄付金等をもって当てる。

## 第 7 章 会則変更

- 第 23 条 本会の会則および附則を変更するには、評議員会出席数の 3 分の 2 以上の賛成をもって決定する。